

## 宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年6月28日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

### 記

- 1 監査委員の報告日  
令和4年3月25日
- 2 通知のあった日  
令和4年5月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 団体名 公益財団法人慶長遣欧使節船協会
    - イ 監査委員の報告の内容  
理事会及び評議員会の議決が行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容  
当該処理が理事会及び評議員会での承認が必要であるという認識が不十分であり、結果的に承認を得ないまま基本財産を取り崩すこととなったことから、認識を改めるとともに、複数人での確認など、再発防止を徹底するよう指導した。  
今後も、公益法人関係法令等に反することのないよう十分に指導を行っていく。
  - (2) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
    - イ 監査委員の報告の内容  
生活福祉資金貸付金償還金等において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容  
宮城県社会福祉協議会においては、長期滞留債権に占める東日本大震災時に実施された緊急小口資金特例貸付の割合が高いことから、平成27年に設置した「生活福祉資金未収金縮減対策会議」を毎年開催し、滞納者の生活状況を把握するための調査を実施するなどして、未収金の縮減に取り組んでいる。  
県としては、生活福祉資金貸付金の貸出及び償還等の進捗状況を管理するとともに、今後も未収金の縮減対策（償還促進対策・その他有効な対策の検討等）について、宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減が一層進むよう指導・助言を行っていく。
  - (3) 団体名 地方独立行政法人宮城県立病院機構
    - イ 監査委員の報告の内容  
期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容  
平成27年度決算以降赤字が続いていることを受け、県では第3期中期目標（令和元年度～令和4年度）において、法人が作成する中期計画に定量的目標を設定するよう指示した上で、令

和2年度までに病院機構全体として経常収支比率100%以上を達成することを求めた。

この結果、第3期中期目標期間の初年度である令和元年度には、経常収支比率100%以上を達成し、当期純損益においても4億5,397万円の黒字となっている。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症などの影響があったものの、経常収支比率は99.4%となっており、当期純損益においても、8,809万円の赤字に留めている。

あわせて、第3期中期目標においては、キャッシュフロー重視の経営を行い、病院機構全体で計画的な資金管理に努め、債務超過の縮減に努めることを目標として定めており、法人では当該目標を達成するための計画を策定し、業務を遂行している。

したがって、県としては引き続き、中期目標及び中期計画等に沿って、法人において更なる収支改善を行い、債務超過の縮減を図るよう指導する。

(4) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

理事会及び評議員会の議決が行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

今回の指摘事項については、当該団体の認識不足に起因している。そのため、適正な手続きについて指導した。その結果、基本財産の有価証券買い換えに基づく差益の取扱については、令和3年度決算で基本財産に修正が行われたことを令和4年4月26日に確認しており、当該財産の処分は、今後開催される理事会・評議員会に諮られる。

また、事務局長の任命における適正な手続きについては、令和4年3月17日の第29回理事会において「事務局長等の任命の件」が議案提出され、承認されたことを確認した。

(5) 団体名 一般社団法人宮城県林業公社

イ 監査委員の報告の内容

業務請負契約において、契約書に基づいた事務手続きが行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

業務請負契約について、目的物引受・引渡書に係る様式を整備し改善するよう、団体に対し指導した。

その結果、適切に措置されていることを確認した。

(6) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

(ロ) 業務委託契約及び工事請負契約において、契約書に基づいた事務手続きが行われていないものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 立替金の精算遅延に係る対象者は、家賃滞納者であるなど回収困難な案件が多いことから、対象者の所在や生活状況等の的確な情報把握と、状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、毎月開催している「県営住宅の管理に関する連絡調整会議」等の機会を通じて引き続き助言・指導を行っていく。

(ロ) 契約書に基づいた事務手続きが適時適切に行われるよう内部規定の整備及びチェック体制の構築について助言・指導を行っていく。